



令和4年度那覇市老朽化保育所増改築等事業

募 集 要 項

令和5年度～令和6年度整備分

募集期間

令和4年10月20日（木）～令和4年12月2日（金）

那覇市こどもみらい部

こども政策課

趣旨

本市では、施設を利用する園児の安全確保、及び保育の質の向上を図ることを目的に、老朽化した認可保育所（以下「対象保育所」という。）の建替えを計画している事業者に対し、国庫補助金等を活用し予算の範囲内において補助金の交付を行う。

については、対象保育所の建替えを計画し、国庫補助金等の活用を希望する者（以下、事業者という）は以下のとおり応募すること。

なお、活用を予定している補助金は、国会及び本市議会の議決・予算措置が前提となる事から、予算措置がなされなかった場合や補助対象外事業となった場合には本市は一切補償しないため、予め留意すること。

1 募集概要

(1) 補助金

- ① 国庫補助金：厚生労働省所管「保育所等整備交付金」
- ② 負担割合：国 3/4、市 1/8、事業者 1/8
※上記負担割合に応じて算出した額が交付基準額を超える場合、その超えた部分については事業者負担とする。
- ③ 対象経費及び補助額：「那覇市保育所等整備事業補助金交付要綱」に基づき決定する。

(2) 対象期間

令和 5 年度から令和 6 年度

(3) 募集スケジュール

募集期間：令和 4 年 10 月 20 日（木）～令和 4 年 12 月 2 日（金）

選考結果通知：令和 4 年 12 月下旬

〈応募書類提出先〉那覇市役所 本庁舎 3 階 こども政策課窓口

※応募書類の提出については、こども政策課担当者に事前連絡のうえ来課すること。

(4) 採択予定件数

1 事業者

2 対象要件

(1) 対象者

応募者は下記①～⑤をすべて満たし、かつ⑥⑦についてはいずれかを満たすこと。

- ① 対象保育所を本市において運営している社会福祉法人であること。
- ② 運営法人が対象保育所の建物の所有者であること。
- ③ 本事業を行うにあたって、必要な資力・信用があること。
- ④ 対象保育所敷地内で建替えを予定していること。
- ⑤ その他、市長が不相当と認める事由を要しないこと。
- ⑥ 旧与儀保育所を仮移転先として本市からの貸付を受け活用し、保育運営を継続すること。（旧与儀保育所貸付条件については本要項 4 参照）
- ⑦ 仮移転先を確保し、保育運営を継続すること。

(2) 対象保育所の条件

応募者は下記①を満たし、かつ②③のいずれかを満たすこと。

- ① 本市に所在する認可保育所のうち、「老朽民間児童福祉施設等の整備について」（平成 20 年 6 月 12 日 雇児発第 0612001 号）に定めるところにより行われた老朽度調査の結果により、木造にあっては老朽度が 4,500 点以下、非木造にあっては現存率が 70%以下である施設とする。
- ② 旧与儀保育所を仮移転先として活用することが利用者に支障のない位置にあること。（旧与儀保育所より概ね 1 km 程度）
- ③ 利用者に支障のないところに仮移転先を確保することができること。（仮移転先より概ね 1 km 程度）

(3) 対象事業について

原則として、対象保育所の建替え等による整備で、既存園舎解体、各種検査及び引き渡しまで含めて令和 5 年度から令和 6 年度までの 2 年間で完了できる事業を対象とする。

(4) 定員について

整備後の定員については、本市における待機児童数や今後の保育需要の見込みなどを勘案し、本市と協議のうえ決定すること。

(5) 保護者の同意について

建替えに関して、保護者に対し事前に丁寧な説明を実施し、同意を得ること。

3 提出書類

- (1) 整備計画書（別添様式）
- (2) 対象保育所の登記簿謄本
- (3) 老朽度調査表（平成 20 年 6 月 12 日 雇児発第 0612001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」参照。）
- (4) 対象保育所の位置図、平面図並びに外観及び施設内部の写真
- (5) 対象保育所が国庫補助金を活用している場合の補助金交付申請書及び補助金清算書写し
- (6) 過去 3 年間の対象保育所修繕に要した経費が分かる固定資産管理台帳
- (7) 整備後の配置図、平面図、立面図その他の保育室の面積、階段、便所及び調理室の配置・規模が分かる書類
- (8) 整備予定地（接道部分が私有地の場合は、当該私有地を含む）の登記簿謄本（土地賃借の場合は、賃貸借契約書（案）の写し）及び公図
- (9) 直近の決算書及び予算書その他自己資金の確保を証明する書類

4 旧与儀保育所利用の現況・貸付条件等

- (1) 旧与儀保育所の現況等

住 所：樋川 1 丁目 8 番 21 号

地 番：樋川 1 丁目 98 番 1、98 番 6、99 番 1（一部）

土地面積：999.33 m²

延床面積：895.06 m²

- (2) 主な部屋面積 ※別添図面参照。

	面積等（最大定員）	備考
0 歳児室	30.371 m ² (9 人)	
1 歳児室	60.578 m ² (18 人)	0 歳児保育室兼用
2 歳児室	60.573 m ² (30 人)	二部屋合計 (24.556 m ² 、36.017 m ²)
3 歳児室	51.062 m ² (25 人)	
4 歳児室	58.363 m ² (29 人)	

5歳児室	なし	5歳児受入がある場合は本市と調整すること。
預かり室	21.104 m ²	
事務室	53.93 m ²	保健室兼用
調理室	33.40 m ²	消毒保管庫、テーブル付二槽シンク、ワークテーブル各1台有り。不足の調理設備等については事業者において整備すること。
駐車場	約8台分	玄関前2台、東側3台、西側3台

(3) 貸付条件

- ① 建物については無償貸付、土地については有償貸付とする。
- ② 土地の賃借料は、本市が定める賃料算定基準に基づき算定する額とし、賃借が年度の中途から開始し、又は終了する場合は、日割り計算による賃料を算出する。(令和4年4月時点：年額約150万円程度)
- ③ 建物及び既存設備は無償で貸し付ける。貸付対象は使用可能なものに限る。ただし、貸付後に生じる修繕、維持管理、通常の保育運営に必要な費用等が発生した場合は事業者の負担とする。
- ④ 旧与儀保育所の大規模な改修等を希望する場合、本市が改修を実施することを前提として協議を行うこと。
- ⑤ ③を除き、事業に必要な備品等は事業者の負担において設置し、貸付期間終了後は撤去し、現状に復すること。ただし、本市が認めた場合に限り撤去しないこともできる。
- ⑥ 電気、ガス、水道、電話、インターネットの接続、その他仮移転先として活用するために必要な手続き等は、すべて事業者の負担で行うこと。
- ⑦ 旧与儀保育所の警備費用については、本市が契約する警備委託業務において、その実費相当分(契約年度により変動の可能性あり)を本市へ支払うこと。
- ⑧ 旧与儀保育所を使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸し、若しくは担保の目的に提供してはならない。
- ⑨ 事業者は、旧与儀保育所を善良な管理者の注意をもって使用するとともに、貸付物件の安全管理および機能保全に努めること。安全管理、機能保全のために必要な費用はすべて事業者の負担において行うこと。
- ⑩ 事業者は、旧与儀保育所の安全管理の瑕疵によって、第三者に損害を発生させた場合には、その賠償の責めを負うこと。また、本市が事業者に代わって賠償の責めを果たした場合には、事業者に求償することができる。

- ⑪ 旧与儀保育所の活用終了後に施設や設備の毀損箇所等の有無について本市において確認を実施し、毀損箇所等が確認された場合は、事業者の負担においてその対応を行うこと。

5 選考方法

選考については、応募書類及び本市において行う現地調査に基づき、本市子どもみらい部内に設置する選考委員会において、老朽の程度、事業計画の内容、その他補助事業の執行状況等の適切性を総合的に勘案し、当該補助事業候補者及び順位を決定する。

6 留意事項

- (1) 応募に要する費用は応募者の負担とする。
- (2) 応募者の責めに帰すべき理由により選考の取消等があった場合には、本市は一切の補償義務を負わないものとする。
- (3) 必要に応じて、追加資料を提出すること。
- (4) 本市から指示があった場合を除き、提出後の資料の修正、変更、差替え等はできないものとする。
- (5) 提出資料の返却は行なわない。
- (6) 国庫補助金額等の試算は、別添試算表を利用すること。ただし、令和4年度の「保育所等整備交付金交付要綱」の基準額による試算であり、翌年度以降基準額が変更される場合がある。
- (7) 公募内容についての質問等は、令和4年11月18日（金）までに下記連絡先へメールで行うこと。回答については、本市ホームページに掲載する。

7 選考後の通知

選考結果は、応募者へ書面にて通知を行う。当該補助事業候補者に選定されたものは、補助金交付申請手続き、旧与儀保育所利用手続き、保護者の同意その他必要事項について、本市子ども政策課と協議・調整を行うこと。

※今回の募集で選考された場合であっても、今後の国及び市の状況により予算不成立、対象外事業となった場合には事業を実施できない場合があるので、予め留意すること。

8 補助事業候補者の取消

本市において当該事業実施が困難と判断した場合については、当該補助事業候補者選考の取り消しを行うものとする。

那覇市子どもみらい部子ども政策課
保育対策・企画 G 担当：城間・金城
TEL：098-861-2110
E-mail：68251SAOR@city.naha.lg.jp